

消費生活相談室から

**消費者だより**



**事例「全身脱毛エステ店が突然閉店に」**.....

SNSで全身脱毛無料体験の広告を見て、エステ店へ行った。

無料体験の後、「50万円の2年間回数無制限コースを本日契約すれば半額にする。クレジットで分割払いにすれば、1回当たりの支払額が安く抑えられる」と言われ、そのコースを契約した。しかし、数回施術を受けた頃から予約が取りにくくなった。

後日、予約できた日にエステ店へ行くと「閉店のお知らせ」という張り紙があった。もう施術が受けられないなら、完済していないクレジットの分割代金を支払いたくない。

**相談室から** .....

すでに施術を受けた分の支払いは必要ですが、「回数無制限」と言いながら有料施術回数と無料施術回数が混在する、問題の多い契約内容になっていました。エステ店とは連絡が取れないため、まずはクレジット会社に見合わせの書面を出し、様子を見るよう伝えました。身体をきれいに保ちたいと考える若者らを中心に、脱毛や痩身目的でエステの契約をする人が増えています。

- 体験当日限定の割引価格やモニター価格を提示され、その場で契約を急がされるケースがあります。エステに緊急性はありません。セールストークをうのみにせず、よく考えてから契約を
- エステの契約は、金額が5万円を超え、かつ期間が1か月を超える場合、契約日から8日以内であればクーリング・オフが適用されます。契約内容に疑問を感じたら、早めに相談室へご相談を
- 脱毛エステでは、レーザー光線や薬品を使うため、それが原因でやけどを負うこともあります。自身の体調や体質を考え、施術によるリスクの説明を受けることも重要です

**おかしいな 困ったなと思ったら**  
**消費生活相談室へ☎042-312-8712**  
 ☎月～金曜日(祝日・振休を除く)  
 9:30～12:00・13:00～15:30  
 ☎原則市内在住・在勤・在学・在活の方  
 土日祝日・振休は消費者ホットライン☎188

**公共施設予約システム  
利用登録の更新**



- ☎令和6年12月までに利用登録をしていて、令和7年度も引き続き利用したい方
- ☎4月1日(火)から施設を利用したい方は2月1日(土)から、下表の期間に申し込み(各施設休館日を除く)
- ☎利用登録等申出書・本人確認書類※②ホール施設・駅前広場⑥アクティ・ココブンジを法人が利用する場合は社員証・登記事項証明書等が必要
- ☎☎直接各施設
- ☎利用登録等申出書配付は各施設または市HP☎1015509。いきいきセンター・生きがいセンターは別途団体登録が必要。内藤地域センターは休館中のため、他の地域センターへご提出ください

**更新施設一覧**①スポーツ施設②ホール施設・駅前広場③コミュニティ施設④いきいきセンター⑤生きがいセンター⑥アクティ・ココブンジ

施設名	☎042	受付締切日
①	市民スポーツセンター	2月28日(金)
	市民ひかりスポーツセンター	
	市民室内プール	
②	いずみホール	3月7日(金)
	cocobunjiプラザ	
③	国分寺駅北口駅前広場	3月7日(金)
	西町地域センター	
	北町地域センター	
	北の原地域センター	
	本町・南町地域センター	
	もとまち地域センター	
	本多公民館	
	恋ヶ窪公民館	
	光公民館	
	もとまち公民館	
	並木公民館	
	福祉センター	
男女平等推進センター		
教育センター		
④	いきいきセンター	3月7日(金)
⑤	生きがいセンターにしまち	2月28日(金)
	生きがいセンターとくら	
	生きがいセンターこいがくぼ	
⑥	アクティ・ココブンジ	3月15日(土)



**令和7年度 継続受付開始  
いずみホール  
芸術文化団体登録**



引き続き登録を希望する団体は、申請が必要

- ☎芸術文化の振興を図るため、令和7年度の継続登録を受け付け。登録団体が要件を満たす利用の場合、いずみホール使用料が減額
- ☎2月1日(土)～28日(金) [3日・17日(月)を除く]に団体代表者が直接いずみホールまたは文化振興課(市役所1階)
- ☎申請書・必要書類・代表者の本人確認書類
- ☎申請書配布はいずみホール・文化振興課・市HP。新規の登録も受け付け可。期間外は文化振興課でのみ受け付け
- ☎1012519
- ☎いずみホール☎042-323-1491

